

2017年4月28日

福知山市長 大橋一夫 様

避難計画を案ずる関西連絡会

早急に、高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

質問・要望書

日頃は福知山市民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき感謝しております。

関西電力は、高浜3・4号の再稼働準備を開始しました。本日（4月28日）、4号機に4体のMOX燃料を含む燃料装荷を開始し、5月19日頃には原子炉を起動し超危険なプルサーマルを開始しようとしています。3号機も5月中旬に核燃料を装荷する予定です。

福井県知事は、25日に県庁を訪れた関電社長に対し、無責任にも再稼働を了承しました。しかし関電は、地元のみならず30km圏内住民にたいして説明さえしようとしていません。クレーン倒壊事故の「改善措置」や「総点検結果」について、京都府や舞鶴市長は「不十分」だと表明し、納得していません。再度の丁寧な説明を求めています。滋賀県知事は、高浜3・4号の再稼働に反対を表明されています。

さらに、4月24日に名古屋高裁金沢支部で行われた大飯原発運転差止裁判で、前規制委員会委員の島崎邦彦氏が証人として出廷され、入倉・三宅式による基準地震動は過小評価で再稼働の許可を出してはならないと証言されました。高浜3・4号も同じ方式によって基準地震動が決められており、再稼働すれば、事故の危険が差し迫ります。

原発事故を繰り返さないために、高浜原発の再稼働に反対する意思を、早急に表明してください。

福島第一原発では事故以来膨大な費用、膨大な人材をつぎ込みながらも、いまだに先の見通しが立たない状態です。ひとたび原発事故が起こればその影響は甚大で、とりわけ故郷を追われた避難者の皆さんの困難ははかり知れません。

福島原発事故により原発の安全神話は崩れ去り、原発無しでも電気は足りていることが広く認識され、世論は脱原発へと向かっています。数年来、関電の株主総会でも筆頭株主である大阪市をはじめ、自治体などからも脱原発を訴える株主提案がなされ多大な賛同を得ています。にもかかわらず関電はひたすら原発の再稼働に固執しています。原発比率が高いが故に福島原発事故後4期連続の赤字決算となり、2度も料金値上げをしなければなりません。財政の悪化を老朽原発の再稼働によりV字回復できると期待しているのです。安全性や周辺住民の理解などは二の次という姿勢です。

差し止め仮処分により停止していた高浜原発3・4号機が、3月28日の大阪高裁の仮処分取り消し決定により5月中にも運転再開されようとしています。運転中の原発を司法が初めて止めた大津地裁の仮処分決定は、新規制基準の問題点を明らかにし、安全の根拠の立証責任を関電に求め、十分な避難策の確立も求めた画期的なものでしたが、大阪高裁の決定はこれを根底から覆し3・11前の行政追従の司法判断に逆戻りしたとしか言えません。

要望1 (株) 関西電力高浜原発3・4号機の再稼働に反対を表明してください。

安全確認に慎重であるべきなのに、今年1月関電はマニュアル軽視でクレーン倒壊事故を起こしています。暴風警報が出ていたにも関わらず、クレーンアームを折りたたむという基本的な作業さえ怠り、元請け会社に責任をなすりつけました。自然の驚異を軽視し、安全性軽視、作業効率第一主義の関電の体質は、危険な原発を運転する資格さえないことを明らかにしています。約100メートルのアームは、原子炉補助建屋（中央制御室等）と燃料取換建屋（使用済燃料等が保管）の上に倒れ、建屋を損傷させました。保管されている使用済燃料に影響がなかったのか等については明らかにしていません。

クレーン倒壊事故については、福井県知事、そして京都府知事、京都北部30km圏内市町で作る「高浜発電所に係る地域協議会幹事会」（2月16日）でも関電に対して厳しく批判されました。さらに、地元高浜町の音海区自治会は、関電に説明を求め、2004年8月9日の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故の教訓や、福島原発事故の教訓を省みていないとし、原発から撤退してはどうかとの意見を関電に出しています。〔別紙資料1〕

3月23日に敦賀労働基準監督署は、今回の事故について「指導票」を関電に出し、3月29日に関電は「改善措置」を提出しました。その内容の一部は、下記ですが、こんな基本的管理もできていないこと

をかえって明らかにするもので、開いた口がふさがりません。

<関電の改善措置>

- ・自然環境の悪化に係る情報（大雨、暴風等）について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始。

「高浜発電所2号機クレーン倒壊にかかる敦賀労働基準監督署からの指導票に対する改善措置の報告について」 3月29日 関電HPより抜粋

さらに、4月7日に関電が福井県等に報告した「総点検結果」は、「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」等々です。2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故以降関電が述べてきた「安全文化の醸成」を繰り返しているだけです。クレーン倒壊事故は、美浜3号機事故からも、福島原発事故からも何も学んでいないことを示しています。

【質問1】4月13日に滋賀県・京都府に私たちが申し入れた際に、両府県とも「総点検結果」は不十分で、再度説明すべきと表明されました。滋賀県は、高浜3・4号の再稼働に反対することも表明されました。また、舞鶴市長は4月20日に関電が説明に来た際に、これでは安全は確保されない旨の発言をされています。

- ①関電の「総点検結果」（4月7日）について、福知山市に説明等ありましたか。
- ②「総点検結果」は不十分で、再稼働は認められないと表明すべきではないですか。

【質問2】クレーン倒壊事故を含め再稼働について、福知山市民・近隣の関西住民に対して、関電・国が説明会を実施し、住民の声を聴くべきではないですか。

要望2 原子力災害避難計画の検証を進めてください。

再稼働の事実上の条件である避難計画の策定ですが、影響を受けると予想されるすべての自治体で十分に準備されていなければなりません。よく練られた立派な避難計画も机上の空論に終わらせないために、チェルノブイリや福島で事故後起こったさまざまな事柄から学び、丹念に検証してゆく必要があります。

事故の周知方法、避難誘導、避難行動、スクリーニング場所、交通手段、ヨウ素剤の配布の方法など現実として計画通りに進められないのではないかと考えられます。また、今冬福知山市は大雪に見舞われ、日常生活にも支障をきたしましたが、複合災害の可能性も考慮されなければならないと考えられます。

【質問3】今年3月に改定になった「原子力災害住民避難計画」では、自然災害と原発事故の複合災害について、どのように考慮されていますか。

【質問4】「原子力災害住民避難計画」では、30km圏内の「基本対象範囲」467名については、市外避難が計画されています。しかし、同じ市内でも30kmを超えた「基本対象範囲外」に暮らす78,991名については、「避難等に関する指標を上回る地域が半径30km圏外に及ぶ場合は、基本対象範囲に準じた避難を実施することとし、防護措置基準に達しない場所へ避難、又は、京都府や他市町等と連携し『市外避難』とする」（6頁）と書かれているだけで、具体的な避難先も示されていません。

福島原発事故が示すように、30kmを超えて被害はおよびました。30km圏外についても、避難先・避難所を具体的に検討するべきではないですか。

要望3 安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

ヨウ素剤の服用については、何よりも事故時に迅速に対応できなければ意味がありません。福知山市では、2か所で備蓄しているだけです（市立福知山市民病院、同病院大江分院）。これでは、事故時に迅速に対応できません。

滋賀県ではUPZ内の学校・幼稚園・保育所・病院・福祉施設等の避難弱者施設で安定ヨウ素剤が備蓄されていますし、福井県でも、学校・幼稚園・保育所で備蓄する取り組みが進んでいます。

【質問5】滋賀県等と同じく、学校・幼稚園等の避難弱者施設で備蓄すべきではないですか。規制庁のガイドライン（安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって）でも、これら施設での備蓄については「必要性が高い」と書いています。

【質問6】保育所等に通っていない子どもたちに、ゼリー剤を含めて事前配布すべきではないですか。3月31日の規制庁・内閣府と私たち市民の交渉で、国は、このことについて妨げな

いと回答しています。

【質問7】自然災害で孤立の危険がある地域等に、事前配布を実施することはできませんか。
同政府交渉で国は、都道府県から要請があれば、基本的に認めると回答しています。

[別紙資料2]

【質問8】UPZ圏内の住民に対して、事前配布を実施することはできませんか。
緊急避難の際に配布することは、避難の時間を遅らせ、また受け取るために余計な被ばくをすることになります。

以上

2017年4月28日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

